

徳島県告示第三百二十五号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和七年四月一日次の事務を社会福祉法人日本保育協会に委託した。

令和七年六月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県こども未来関係手数料条例（令和六年徳島県条例第四十一号）別表第一の三の項から五の項までに掲げる事務に係る手数料の徴収の事務